

# 島田市 水道料金・加入分担金

令和元年 10 月以降の水道料金及び加入分担金等についてお知らせします。

## 水道料金

消費税率 10%後の水道料金表 ※1 期2 か月当たり消費税込  
消費税率改定に伴い、令和元年 10 月から適用となります。

メーター口径	基本料金	従量料金（1 m <sup>3</sup> につき）	
		20 m <sup>3</sup> まで	20 m <sup>3</sup> を超える分
13 ミリ～25 ミリ	2,200 円	約 16 円 (15.73 円)	約 129 円 (128.81 円)
30 ミリ	2,640 円	約 16 円 (15.73 円)	約 141 円 (141.13 円)
40 ミリ	3,520 円		
50 ミリ	4,400 円		
75 ミリ	6,600 円		
100 ミリ	8,800 円		
125 ミリ	11,000 円		
150 ミリ	13,200 円		

### 【水道料金の計算方法及び 口径 20 ミリ、使用水量 30m<sup>3</sup> の例】

算出：口径別の基本料金+20m<sup>3</sup> までの（水量×従量料金）+20m<sup>3</sup> 以上の（水量×従量料金）

計算例： 2,200 円+ 20m<sup>3</sup>×15.73 円 + 10m<sup>3</sup>×128.81 円 =3,802 円

### 【早見表】口径 13 ミリ～25 ミリで 2 か月使用した場合

（単位 m<sup>3</sup>、円）

使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金
1	2,215	11	2,373	21	2,643	31	3,931
2	2,231	12	2,388	22	2,772	32	4,060
3	2,247	13	2,404	23	2,901	33	4,189
4	2,262	14	2,420	24	3,029	34	4,317
5	2,278	15	2,435	25	3,158	35	4,446
6	2,294	16	2,451	26	3,287	36	4,575
7	2,310	17	2,467	27	3,416	37	4,704
8	2,325	18	2,483	28	3,545	38	4,833
9	2,341	19	2,498	29	3,673	39	4,961
10	2,357	20	2,514	30	3,802	40	5,090

## 加入分担金

消費税率の改定に伴い、令和元年10月1日の許可から適用となります。

### 消費税10%後の加入分担金

メーター口径	加入分担金
13 <sup>ミリ</sup>	20,240円
20 <sup>ミリ</sup>	32,010円
25 <sup>ミリ</sup>	49,060円
30 <sup>ミリ</sup>	70,400円
40 <sup>ミリ</sup>	127,050円
50 <sup>ミリ</sup>	200,750円
75 <sup>ミリ</sup>	440,990円
100 <sup>ミリ</sup>	788,150円
125 <sup>ミリ</sup>	1,228,150円
150 <sup>ミリ</sup>	1,775,950円

- \*メーター、1個当たりの額となります。
- \*増径の場合は、差額となります。
- \*給水装置の申請には、加入分担金とは、別に設計審査、工事検査手数料6,000円が必要となります。

## 各種手数料について

指定給水工事事業者更新制度の導入により、指定手数料は令和元年10月から変更となりました。

区 分	1件当たりの金額	備 考
(給水装置申請) 設計審査手数料	3,000円	設計書1通毎
(給水装置申請) 工事検査手数料	3,000円	設計書1通毎
使用証明手数料	300円	
指定給水工事事業者指定手数料 (新規・更新)	8,000円	1事業所毎

お問い合わせ先  
島田市役所水道課  
電話 0547-35-2107

島田市緑茶化計画

島田のおいしい水でお茶を飲もう!